

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局組織規程等の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院局組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第1号

病院局組織規程等の一部を改正する管理規程

(病院局組織規程の一部改正)

第1条 病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第4条の表経営課の款中「経営班」を「経営企画班 経営戦略班」に改める。

第10条の表県立西宮病院の款総務部の項中「経理課」を「経理課 医療情報課」に改め、同表県立淡路医療センターの款救命救急センターの項の次に次のように加える。

「

心臓血管センター	
----------	--

」

第10条の表県立ひょうごこころの医療センターの款地域医療連携部の項中「地域医療連携課」を「地域医療連携課 入退院支援課」に改め、同表県立こども病院の款中小児救命救急センターの項の次に次のように加える。

「

緩和ケアセンター	
----------	--

」

第11条の表県立淡路医療センターの款中

「

救命救急センター	救急科
----------	-----

」

を

「

救命救急センター	救急科
心臓血管センター	

」

に改め、同表県立こども病院の款診療部の項内科の目中「代謝・内分泌内科」を「代謝・内分泌内科 緩和ケア内科」に改め、同款中

「

小児救命救急センター	外科	脳神経外科 小児外科
	上記以外の診療科名等	救急科

を
「

小児救命救急センター	外科	脳神経外科 小児外科
	上記以外の診療科名等	救急科
緩和ケアセンター		緩和ケア内科

に改める。

第31条の表主任工事検査専門員又は工事検査専門員の款の次に次のように加える。

看護専門員	課	上司の命を受け、看護師に関する事務を処理する。
-------	---	-------------------------

第33条の表緩和ケアセンター長の款中「県立がんセンター」を「県立こども病院及び県立がんセンター」に改め、心臓血管センター長の款中「県立はりま姫路総合医療センター」の右に「及び県立淡路医療センター」を加える。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第9条中「職員の給与等に関する規則」を「職員の給与に関する規則」に改める。

第11条第1項から第3項までの規定中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条並びに第6条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、第3条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)並びにこれに第9条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じて得た額を、勤務時間規程第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数(育児短時間勤務職員等又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、当該乗じて得た数に、勤務時間規程第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(日曜日及び同法に規定する休日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計(以下この条において「年間休日数」という。)に7時間45分を乗じて得た数(育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員にあつては、当該乗じて得た数に、勤務時間規程第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもので除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)(以下この条において「特定額」という。)が、給与規則別表第19の2に掲げる額(以下この条において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から特定額が基準額以上となった日の前日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額、基準額と特定額の差額に勤務時間規程第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数から年間休日数に7時間45分を乗じて得た数を減じて得た数を乗じ、その額を12で除した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員にあつては、当該額に勤務時間規程第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、当該職員を新たに採用された職員とみなして同項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「均衡職員特定額」という。）が基準額を下回るものには、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から均衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。
- 5 第2項の規定は、第3項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同項中「特定額」とあるのは、「均衡職員特定額」と読み替えるものとする。
- 6 第2種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給するものとする。
 第12条第1項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の種別及び使用距離の区分に応じて」に改め、「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）」を「短時間勤務職員」に改め、同号アからキまでを削り、同号に次のように加える。

ア 自動車及び一般原動機付自転車 次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

- (7) 片道6キロメートル未満 4,200円
- (イ) 片道6キロメートル以上10キロメートル未満 5,700円
- (ロ) 片道10キロメートル以上14キロメートル未満 7,300円
- (ハ) 片道14キロメートル以上18キロメートル未満 10,400円
- (ニ) 片道18キロメートル以上22キロメートル未満 13,500円
- (ホ) 片道22キロメートル以上26キロメートル未満 16,600円
- (ヘ) 片道26キロメートル以上30キロメートル未満 18,100円
- (ニ) 片道30キロメートル以上34キロメートル未満 19,700円
- (ホ) 片道34キロメートル以上38キロメートル未満 22,800円
- (ロ) 片道38キロメートル以上42キロメートル未満 25,900円
- (ハ) 片道42キロメートル以上46キロメートル未満 29,100円
- (ニ) 片道46キロメートル以上50キロメートル未満 30,700円
- (ス) 片道50キロメートル以上54キロメートル未満 32,300円
- (セ) 片道54キロメートル以上58キロメートル未満 35,500円
- (リ) 片道58キロメートル以上62キロメートル未満 38,700円
- (ロ) 片道62キロメートル以上66キロメートル未満 42,200円
- (ハ) 片道66キロメートル以上70キロメートル未満 43,900円
- (リ) 片道70キロメートル以上74キロメートル未満 45,700円
- (リ) 片道74キロメートル以上78キロメートル未満 49,200円
- (ト) 片道78キロメートル以上82キロメートル未満 52,700円
- (リ) 片道82キロメートル以上86キロメートル未満 56,200円
- (ニ) 片道86キロメートル以上90キロメートル未満 57,900円
- (ス) 片道90キロメートル以上94キロメートル未満 59,600円
- (ス) 片道94キロメートル以上98キロメートル未満 63,000円
- (リ) 片道98キロメートル以上 66,400円

イ アに掲げる自動車等の種別以外の自動車等 次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

- (7) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (イ) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (ロ) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円

- (イ) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (ロ) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (ハ) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (ニ) 片道30キロメートル以上 19,700円

第12条第1項第3号中「次に掲げる額の合計額」を「前2号に定める額」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条第2項中「第29条の2の3」を「第29条の2」に、「第29条の4」を「第29条の3」に改め、同条第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項中「定める額及び」を「定める額、」に、「合計額」を「合計額」及び前項第1号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額」に、「前2項」を「前3項」に改め、「(第1項第3号イに規定する場合にあっては、当該額と同号イに掲げる額との合計額)」を削り、第3項を第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 条例第9条第2号又は第3号に掲げる職員で、通勤のために使用する自動車等を駐車するための駐車場で給与規則第29条の5で定めるもの(以下「駐車場等」という。)を利用してその料金(以下「駐車料金」という。)を負担するものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、給与規則第28条の4で定めるところにより算出した支給単位期間の駐車料金の額に相当する額(以下「駐車料金相当額」という。)(次のア又はイに掲げるときにあっては、当該ア又はイに定める額)

ア 駐車料金相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの駐車料金相当額」という。)が自動車等の種別に応じて5,000円を超えない範囲内において給与規則第28条の5で定める額(以下「支給上限額」という。)を超えるとき(イに掲げるときを除く。) 支給単位期間につき、支給上限額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

イ 2以上の駐車場等を利用するものとして当該駐車料金の額を算出するとき 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(7) 1箇月当たりの駐車料金相当額(1箇月当たりの駐車料金相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額。(イ)において同じ。)の合計額が10,000円以下のとき 支給単位期間につき、駐車料金相当額(1箇月当たりの駐車料金相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額に支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(8) 1箇月当たりの駐車料金相当額の合計額が10,000円を超えるとき 駐車場等に係る通勤手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、10,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第36条第2項中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同項第2号中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第57条の見出し中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、同条第1項から第5項までの規定中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第57条の2を第57条の3に改め、同条の前に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当)

第57条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された第1号会計年度任用職員であって、採用の日において、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額(以下この条において「特定額」という。)が、給与規則別表第19の2に定める額(以下この条において「基準額」という。)を下回る者に支給する。

(1) 月額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計(以下この条において「年間休日数」という。)に7.75を乗じて得た数に同条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数を減じて得た数で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 日額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の日額及びこれに対する地域手当の日額の合計額を勤務時間規程第3条第2項又は第4条第1項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間で除して

得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- (3) 時間額で給料を支給する第1号会計年度任用職員 給料の時間額及びこれに対する地域手当の時間額の合計額
- 2 前項の第2種初任給調整手当は、第1号会計年度任用職員に支給する給料の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ月額、日額又は時間額とする。
- 3 第1項の第2種初任給調整手当の月額、日額又は時間額は、次の各号に掲げる当該給料の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額による第1項の第2種初任給調整手当の額 基準額と特定額との差額に勤務時間規程第2条第5項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から年間休日数に7.75を乗じて得た数に同条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数を減じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額
- (2) 日額による第1項の第2種初任給調整手当の額 基準額と特定額との差額に勤務時間規程第3条第2項又は第4条第1項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間を乗じて得た額
- (3) 時間額による第1項の第2種初任給調整手当の額 基準額と特定額との差額
- 4 前項の規定による第1項の第2種初任給調整手当の月額又は日額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもって当該第2種初任給調整手当の月額又は日額とし、当該第2種初任給調整手当の時間額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもって当該第2種初任給調整手当の時間額とする。第63条に規定する第1項及び第6項の第2種初任給調整手当の月額若しくは日額に100円未満の端数があるとき又は当該第2種初任給調整手当の時間額に100円未満の端数があるときも、同様とする。
- 5 第1項の第2種初任給調整手当は、採用の日から特定額が基準額以上となった日の前日までの間、支給する。
- 6 第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員で、当該第1号会計年度任用職員を新たに採用された第1号会計年度任用職員とみなして同項の規定を適用するとしたならば、同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「均衡職員特定額」という。）が同項に規定する基準額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、第1項から前項までの規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 7 前項に規定する第1号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する第1号会計年度任用職員となった日から均衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。
- 8 第1項から第4項までの規定は、第1項に規定する第1号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当について準用する。この場合において、第1項及び第3項中「特定額」とあるのは、「均衡職員特定額」と読み替えるものとする。
- 9 第1項及び前項の第2種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給するものとする。
- 第63条第1項第1号イ中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、エをオとし、ウをエとし、エの前に次のように加える。
- ウ 第2種初任給調整手当の月額
- 第63条第1項第2号ア及び第3号ア中「及びイ」を「からウまで」に改める。
- 第67条第1項第5号中「第1号、第2号、第5号から第7号まで、第9号から第11号まで、第13号、第14号及び第16号から第20号まで」を「第1号から第3号まで、第5号から第8号まで、第9号から第11号まで及び第13号から第20号まで」に改める。
- 第72条第2項中「第3号、第4号、第8号、第12号及び第15号」を「第4号及び第12号」に改める。
- 附則第3項中「支給する通勤手当の額は、」の右に「令和8年3月31日までの間、」を加え、「規定の適用については、」の右に「同日までの間、」を加える。
- 附則第19項中「第11条」の右に「及び第11条の2」を加える。
- 附則第21項中「第57条」の右に「及び第57条の2」を加える。
- 附則第33項の見出し中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同項中「別表第15条の2」を「別表第15の2」に改める。
- 附則第72項の次に次の1項を加える。
- （附則第26項の規定の適用を受ける職員の第2種初任給調整手当）
- 73 当分の間、第11条の2第1項中「定年前再任用短時間勤務職員にあっては」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び附則第26項の規定の適用を受ける職員にあっては」とし、「当該定年前再任用短時間勤務職

員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、第3条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、第3条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該附則第26項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条及び第6条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第9 県立淡路医療センターの款3級及び4級の欄中

「診療部長」

を

「診療部長

心臓血管センター長

心臓血管センター次長」

に改め、同表県立こども病院の款3級及び4級の欄中

「小児救命救急センター次長」

を

「小児救命救急センター次長

緩和ケアセンター長

緩和ケアセンター次長」

に改める。

別表第15備考中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

別表第15の2備考中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

別表第16地方機関の款中「県立淡路医療センターの救命救急センター長、県立こども病院の小児がん医療センター長及び周産期医療センター長」を「県立淡路医療センターの心臓血管センター長及び救命救急センター長、県立こども病院の小児がん医療センター長、周産期医療センター長及び小児救命救急センター長」に、「家族支援・地域医療連携部長、小児救命救急センター長」を「家族支援・地域医療連携部長、緩和ケアセンター長」に改める。

第3条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第79条の次に次の1条を加える。

（特定任期付職員の特例）

第79条の2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に新たに特定任期付職員となったときは、当該退職をしたときに退職手当を支給する。

2 職員が退職した場合において、その者が新たに特定任期付職員となったときは、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の算定における在職期間の計算については、当該退職の日以前のその者の職員としての引き続いた在職期間は、特定任期付職員となった日以後の在職期間に通算しないものとする。

3 国又は他の地方公共団体の公務員が特定任期付職員となった場合は、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の算定における在職期間の計算について、当該国又は他の地方公共団体の公務員としての引き続いた在職期間は、その者が特定任期付職員となった日以後の在職期間に通算しないものとする。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第4条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「割り振られた日とする。」を「割り振られた日)とする。」に改める。

第27条の3中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1

日から施行する。

(暫定再任用職員の第2種初任給調整手当に関する経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年兵庫県条例第39号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第12条に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第11条の2第1項の規定を適用する。
- 3 令和4年改正条例附則第12項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第11条の2第2項の規定を適用する。